

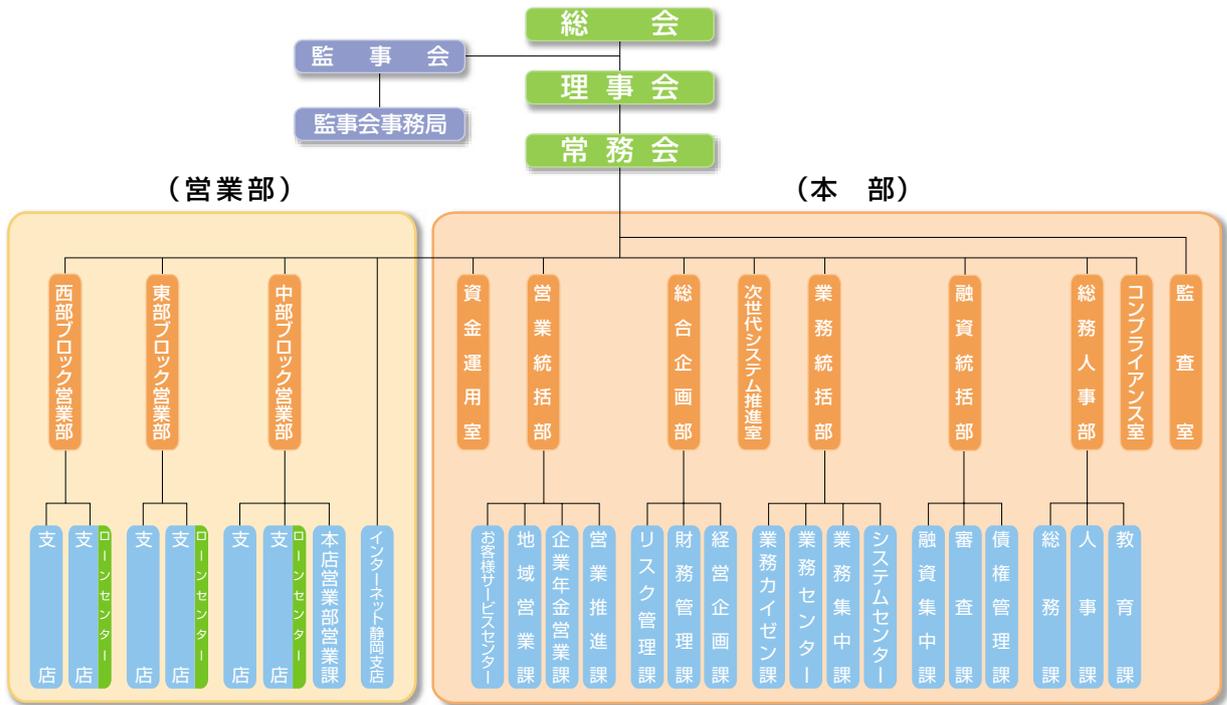
■経営の体制

当金庫は、金融経済環境の変化に迅速に対応し、健全経営を行っていくため、経営体制の充実・強化に努めています。

お客様のニーズに対応する相談機能などの強化・拡大を目指した営業店体制を構築するため、新店舗政策基本計画の着実な実行をすすめるとともに、浜松高台ローンセンター、三島ローンセンターを新設し、相談チャネルの拡大をすすめました。また、営業体制強化、渉外力向上を目的に、「企業年金営業課」「地域営業課」を新設するなどの組織改編を実施しました。

●組織系統図

(2011年6月30日現在)

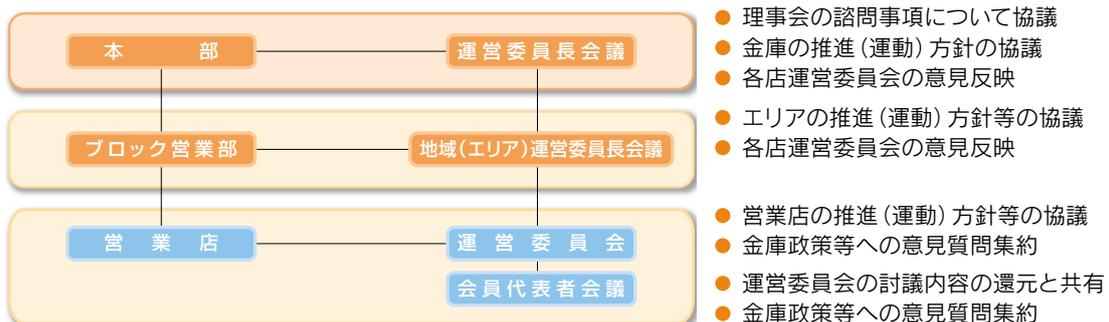


●機関の内容

- 理事会は、理事の全員(注1)をもって構成しています。金庫の業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として、事業計画、コンプライアンスの実践に係る基本方針、リスク管理に関する方針等を決定するとともに、理事の職務執行を監督しています。
- 常務会は、理事長、専務理事、常務理事および常勤理事をもって構成しています。また、執行役員も常務会に出席し、提案、報告を行うことができます。代表理事の業務執行の適正を期すための機関として、理事会より委任を受けた事項等を決定しています。
- 監事会は、監事の全員(注2)をもって構成し、監事監査方針の立案・計画、監査方法等を協議しています。(ただし、監事会は各監事の権限を妨げることはできません。)また、監事は理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、意見を述べることとなっています。

(注1) (注2) 当金庫の役員は、定款の定めにより理事20名以内、監事5名以内となっています。2011年6月30日現在、理事は20名(うち常勤5名)、監事5名(うち常勤1名)です。詳しくは、22頁をご覧ください。

●推進機構の概略図



◆内部統制システム構築の基本方針（抜粋）

内部統制とは、事業体の目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者には内部統制に係る体制を構築するとともに、その整備に継続して取り組むことが求められています。このため、当金庫では事業の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性確保、関連する法令等遵守の達成に向けた態勢整備を図るため、「内部統制システム構築の基本方針」を制定しております。この方針は、将来的なリスクの発生および運用実態等の現状にあわせ必要に応じて見直すこととしており、2010年度においては、法令等遵守態勢のさらなる整備、当金庫の重要課題である顧客保護・CS向上の明記等、改定を行いました。今後も、継続的に内部統制システムの点検・整備をすすめ、その実効性の確保に努めてまいります。

(1) 理事および職員の職務の執行が「法令」および「定款」に適合することを確保するための体制

- 当金庫は、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つとして位置付け、その態勢の基本的枠組みとしてコンプライアンス基本規程を制定します。そして役職員が法令・定款および金庫の理念を遵守する行動をとるための基本原則や行動規範などを静岡県労働金庫倫理綱領に定め、役職員に周知徹底します。また、法令等遵守意識の維持、向上を主目的とした統一のコンプライアンス研修会などを実施します。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 総会、理事会、常務会等、理事の職務の執行に係る情報は、文書等管理規程および議事録作成規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当金庫は、リスク管理を最重要事項の一つとして位置付け、業務に係るリスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクおよび法務リスクに分類します。各リスク管理の統括部署は、リスク管理規程に基づきリスクを把握、管理します。
- 当金庫は、お客様保護および利便性の向上を図るため、お客様保護等に関する基本方針を制定するとともに職員への教育を行い、適切かつ十分なお客様への説明、お客様の苦情・相談等への対応、お客様情報の管理などお客様保護等管理を徹底します。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 理事会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他業務執行に関する重要事項を協議決定し、理事による業務の執行状況を監督します。理事会は、原則として毎月1回開催し、付議基準は理事会規程に定めます。

(5) 当金庫およびその子法人等からなる当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 当金庫およびその子法人等からなる当金庫グループは、不当要求防止責任者の設置や積極的な関連情報収集と当該情報の一元化・有効活用等により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備します。

(6) 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当職員に関する事項およびその職員の理事からの独立性に関する体制

- 当金庫は、監事の職務を補助する監事会事務局を設置し、常勤の事務局員を配置します。
- 監事会の事務局員は、その独立性を確保するため、原則として監事会の指揮命令に属します。

(7) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- 理事は、当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実および、理事の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監事に報告します。
- 当金庫は、コンプライアンス・ホットラインに通報された情報は、常勤監事に報告することとします。

(8) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 当金庫は、監事が重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するために、理事会の他、常務会およびコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席できる体制、および代表理事および常勤理事へ報告される全ての稟議書類等を閲覧できる体制を整えます。また、当金庫は、監事が必要に応じて業務執行に関する理事および職員への説明を求めることができる体制を整えます。